

**第3次小牧市地域福祉計画・
第3次小牧市地域福祉活動計画
素案**

平成29年 月

< 目 次 >

第1部 計画の概要

1. 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、人々の暮らしや就労形態などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきの希薄化により、家庭内や地域内の助け合いや支え合いなどの「地域力」が低下しつつあります。

一方で、近年の各地で起こっている自然災害などを目の当たりにし、「自助」「互助・共助」に対する意識が高まり、地域における幅広い支え合いが求められています。

こうした状況のなか、高齢者施策である地域包括ケア、地域での子育て施策、そして、障がい者福祉については施設から地域での生活が重視され、さまざまな人が住み慣れた地域で生活することが多くなっており、誰もが地域の一員として認め合い、住民同士が支え合うことが、ますます重要になっています。

地域に暮らす人々が、それぞれが地域の一員としてできることを行い、一人ひとりが、地域づくりに参加する意識の醸成と地域の活動に関わる機会が必要です。これらの活動を通して新たなつながりを、福祉だけでなく、防犯や防災、そして地域づくりに広げていき、自分たちの住む地域の目指す姿に向かって、市全体が支え合う社会になることが、今後の少子・高齢化社会では重要となっています。

2. 計画の性格、位置づけ

(1) 計画の根拠

「社会福祉法」では、第4条で地域福祉の推進について明記するとともに、第107条において、「市町村地域福祉計画」に関する規定が設けられています。

社会福祉法（一部抜粋）

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の一体的な策定と位置づけ

「地域福祉計画（基本計画）」は、地域福祉推進のための理念や仕組みを、「地域福祉活動計画（実施計画）」は、地域福祉推進のための具体的な活動を規定することから、実効性の高い計画とするため、第1次、第2次計画同様、第3次計画についても、両計画を一体的に策定します。

(3) 計画期間

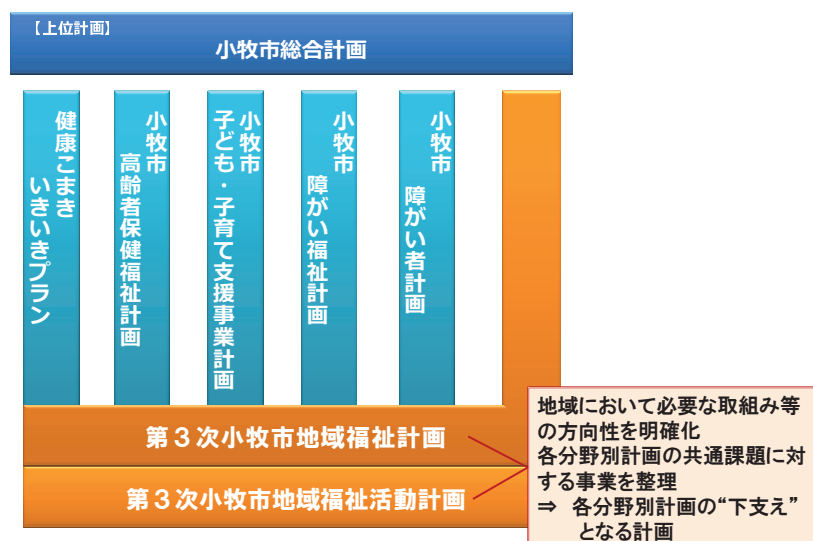
この計画期間は、平成29年度～33年度の5年間とします。

区分	平成19～23年	平成24～28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
第1次計画	←→ 見直し						
第2次計画		←→ 見直し					
第3次計画			←→ 評価検証 見直し 次期計画 策定				

(4) 市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「小牧市総合計画」を上位計画とし、小牧市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、小牧市子ども・子育て支援事業計画、小牧市障がい者計画、小牧市障がい福祉計画など、市の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定しました。

さらに、高齢者、子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者などすべての人を含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野を下支えし、つなぐための計画です。



3. 計画の基本的な考え方

この計画の策定および計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

◇ 「地域で支える福祉」と「地域が支える福祉」の推進

本市が目指すべき福祉のまちについては、市民意識調査によると「福祉施設をはじめとした福祉サービスが充実したまち」と「地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち」の2つが高い割合を占めています。まさに公的なサービスなどによる「地域で支える福祉」と地域住民やボランティア等による「地域が支える福祉」が求められているといえます。

施設の整備をはじめとする公的なサービスの目標等については、他の分野別計画において定めることとし、本計画においては、その考え方や利用しやすい仕組みづくりなどについて盛り込むこととします。

そして、計画の中心となるのは、「地域が支える福祉」を実現するために必要となる、地域福祉の人材の育成、地域福祉活動を推進する仕組みづくり、支え合いの意識を高めるための福祉教育や啓発活動の推進などです。

◇ 協働と役割

計画は行政計画であるとともに、市民が行動するための基本計画でもあります。それぞれが役割を果たすとともに、地域住民、地域にある団体や機関、企業、サービス事業所、行政が協働して取り組んでいきます。

支え合いは互助が中心となりますが、自助、共助、公助に及ぶものであり、役割として、項目ごとに取り組んでいただく主体を記載しています。

4. 計画の策定体制

地域福祉計画および地域福祉活動計画は、地域住民とともに話し合いを重ねて策定することが重要であり、その策定手法・経過がポイントとなります。

したがって、次のような策定体制・手法により、市と市社会福祉協議会とが連携して策定しました。

■ 計画策定委員会

地域福祉に関わるさまざまな分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民による委員で構成する「小牧市地域福祉計画及び小牧市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画に対する意見聴取を行いました。

■ 各種団体ヒアリング

市内で活動するさまざまな団体（当事者団体、ボランティア団体等）に、現在の活動の状況や、今後の課題等についてヒアリングを行いました。

■ ふくし座談会

地域住民自らが地域の課題や特性を明確にし、その解決策を話し合う場として、ふくし座談会を開催しました。（16 小学校区）

■ 市民意識調査

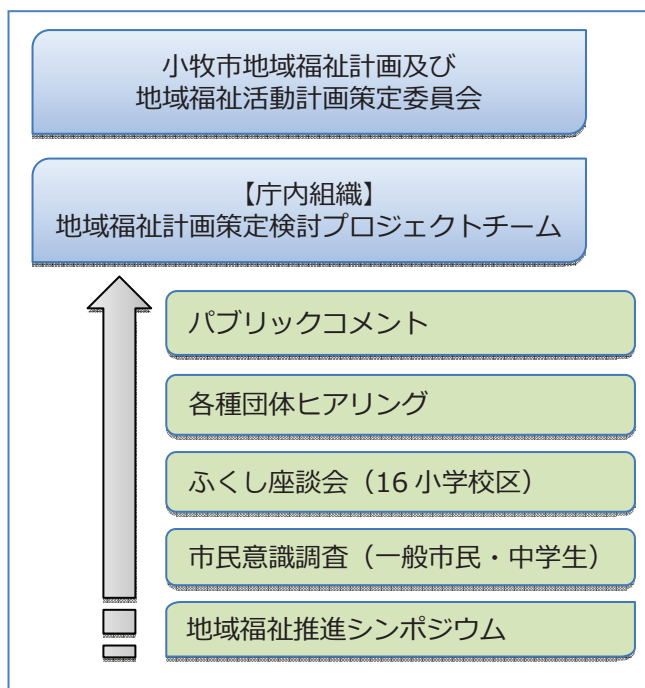
この調査は、地域（住民）のために「何ができるか」を聞くとともに、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についても調査しました。【調査対象：18 歳以上の市民 3,000 人】また、市内の中学 2 年生に対しても、地域活動への参加意向や災害時の活動意向等について調査しました。

■ パブリックコメント

審議された計画の素案について、広く市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

■ その他

日常生活圏域（小牧市の場合は、6 圏域）のエリアで、地域包括支援センター主催で行われている「地域支え合い会議」で出された地域の課題、必要な支え合い活動やその支援などの意見についても、本計画策定の参考としました。



5. 地域福祉圏域

地域福祉の課題やニーズは複雑、多岐にわたることから、その内容に応じて、必要なネットワークにより、柔軟で重層的な対応を行うことが重要です。個々の活動を通じて、人と人がつながり、相互に連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。

第1層：小牧市全域

市全域を対象とした施策の企画・調整をする範囲です
主には、市内全域において、地域にかかわらず、公的なサービス（介護保険サービス、福祉サービス）を提供します

第2層：6地区（小牧南部・小牧中部・小牧西部・味噌・篠岡・北里）

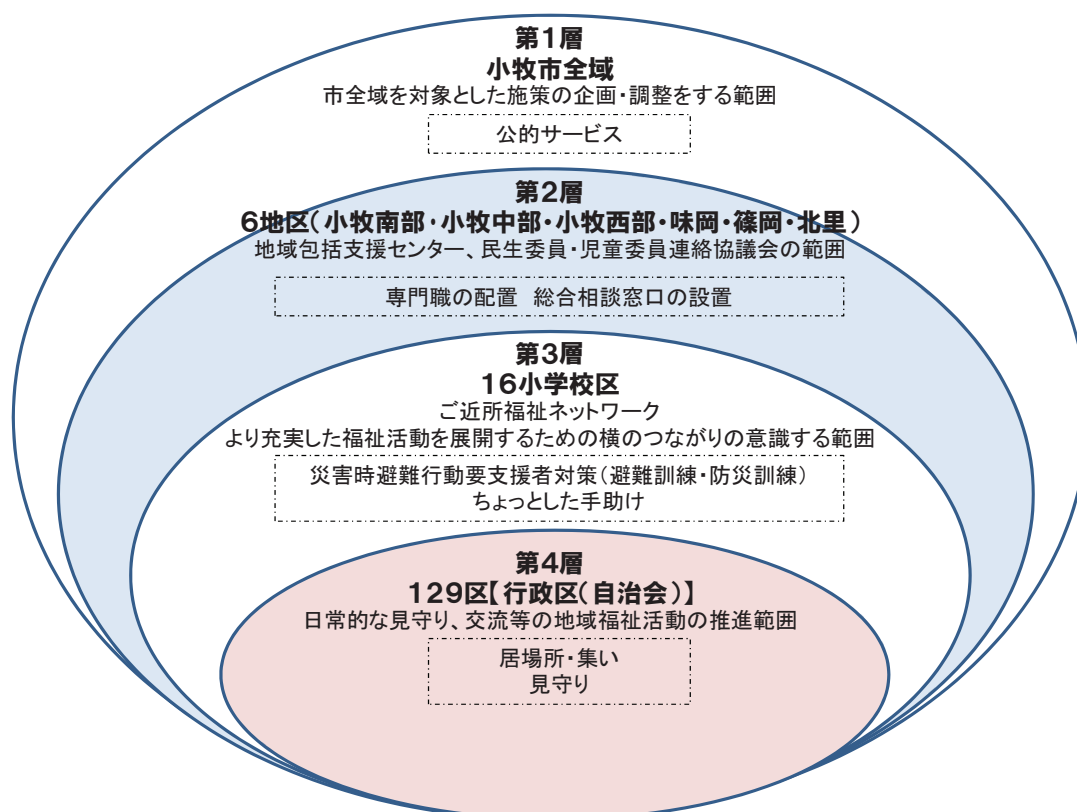
地域包括支援センターや民生委員・児童委員連絡協議会の範囲です。
高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのほか、専門職の配置を行い、年齢や分野を問わない、包括的な総合相談窓口を整備します。

第3層：16小学校区

より充実した福祉活動を展開するための横のつながりの意識する範囲です。
この単位では、地域で活動する団体・地域資源の情報集約化・提供、活動者や住民同士のネットワーク化を強化し、地域のニーズに応じてご近所福祉ネットワークとしてさらなる活動の展開などを図ります。

第4層：129区（行政区）（自治会）

地域の身近な居場所・集いの場の設置単位であり、また、日常的な見守りや声かけ・目配りなど、身近なところで、無理なく活動を実施してもらう範囲です。

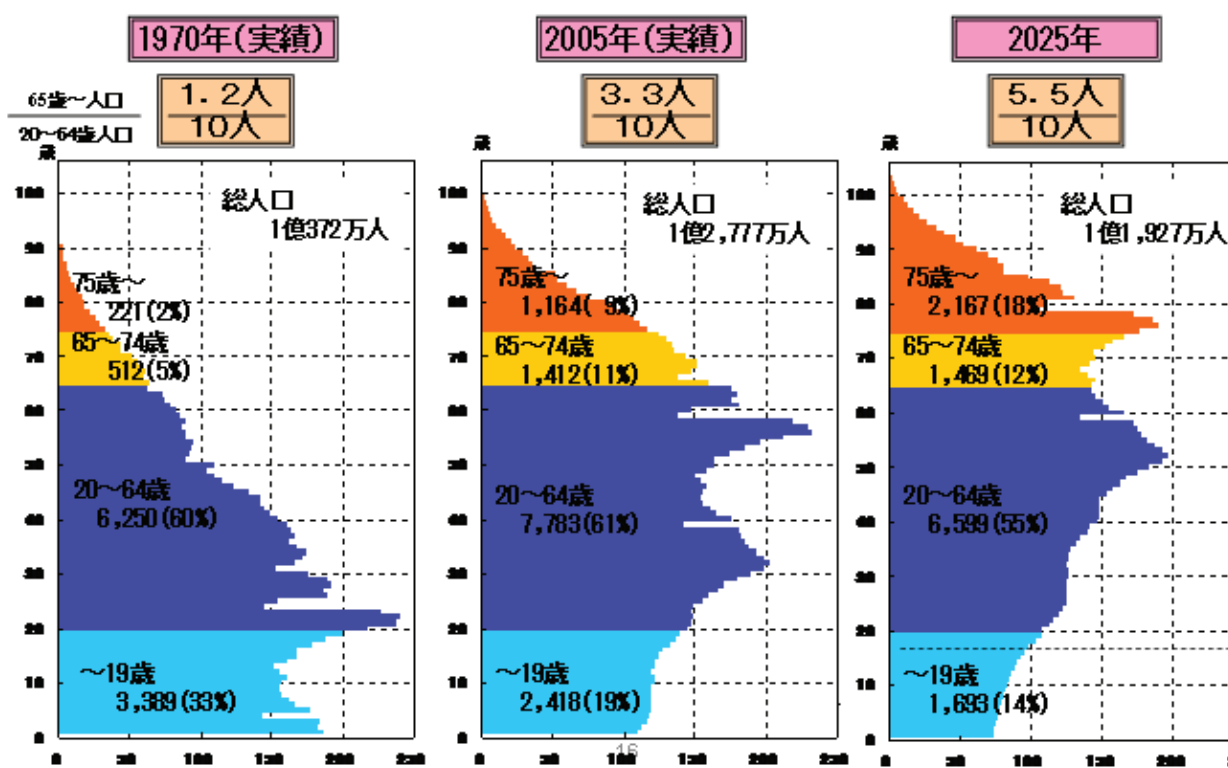


第2部 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 国等の動向

【日本の人口動向】

- ・ 日本の人口は、平成20年（2008年）に1億2,808万人とピークに達し、その後、減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も減少し続け、平成60年（2048年）には、1億人を割り込むと予想されています。
- ・ 年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、一貫して減少する見込みであり、高齢化の進展とともに、支える世代の負担増が予測されています。



【介護保険制度関連】

- ・ 平成12年（2000年）4月に社会全体で高齢者介護を支え合う仕組みとして「介護保険制度」が創設され、介護保険制度は着実に定着してきています。
- ・ 平成27年（2015年）に団塊の世代がすべて65歳を迎え、さらには平成37年（2025年）には75歳になり、日本全体ではおよそ5.5人に1人が75歳以上の高齢者となる、超高齢社会を迎えることとなります。現在、高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの利用が大幅に伸びたことにより、介護費用が急速に増大しています。

- ・ 介護保険制度【平成 26 年改正（平成 27 年 4 月等施行）】では、誰もが住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や保健、福祉、介護等の専門機関や地域が連携を図り、地域全体で、支援やサービス提供ができるよう『地域包括ケアシステム』の構築が求められています。
- ・ そのために、地域支援事業（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）を充実させるとともに、平成 29 年 4 月までに新しい総合事業に移行することとなっています。この新しい総合事業では、高齢者の在宅生活を支えるため、地域のボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等のさまざまな主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が求められています。

【生活困窮者自立支援関連】

- ・ 平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に包括的な支援を提供するため、福祉や雇用だけでなく、地域の居場所やつながりが求められています。そのため、地域の住民が主体的に実施する地域のサロン等の居場所などにおける、地域住民の日常的な見守りや助け合いなど、多様な主体による支援が期待されています。

【子どもの貧困関連】

- ・ 平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。この法律の施行を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとされ、子どもの生活支援など、地域全体で子どもやその家庭を見守ることが期待されています。

【子ども・子育て支援制度】

- ・ 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることが期待されています。

【災害対策関連】

- ・ 平成 23 年に発生した東日本大震災において、多くの高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害時の避難に特に配慮を要する者（避難行動要支援者）が犠牲になったことを受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者に関する名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けるとともに、第三者への情報提供の可否に同意をした方の台帳（避難行動要支援者台帳）を消防、民生委員・児童委員等の支援者にあらかじめ提供することが可能となりました。
- ・ 地域においては、災害時に備え、台帳を活用し、平常時から支援者と避難行動要支援者が顔見知りの関係性となり、具体的な避難方法等について、話し合い、共有しておくことが期待されています。

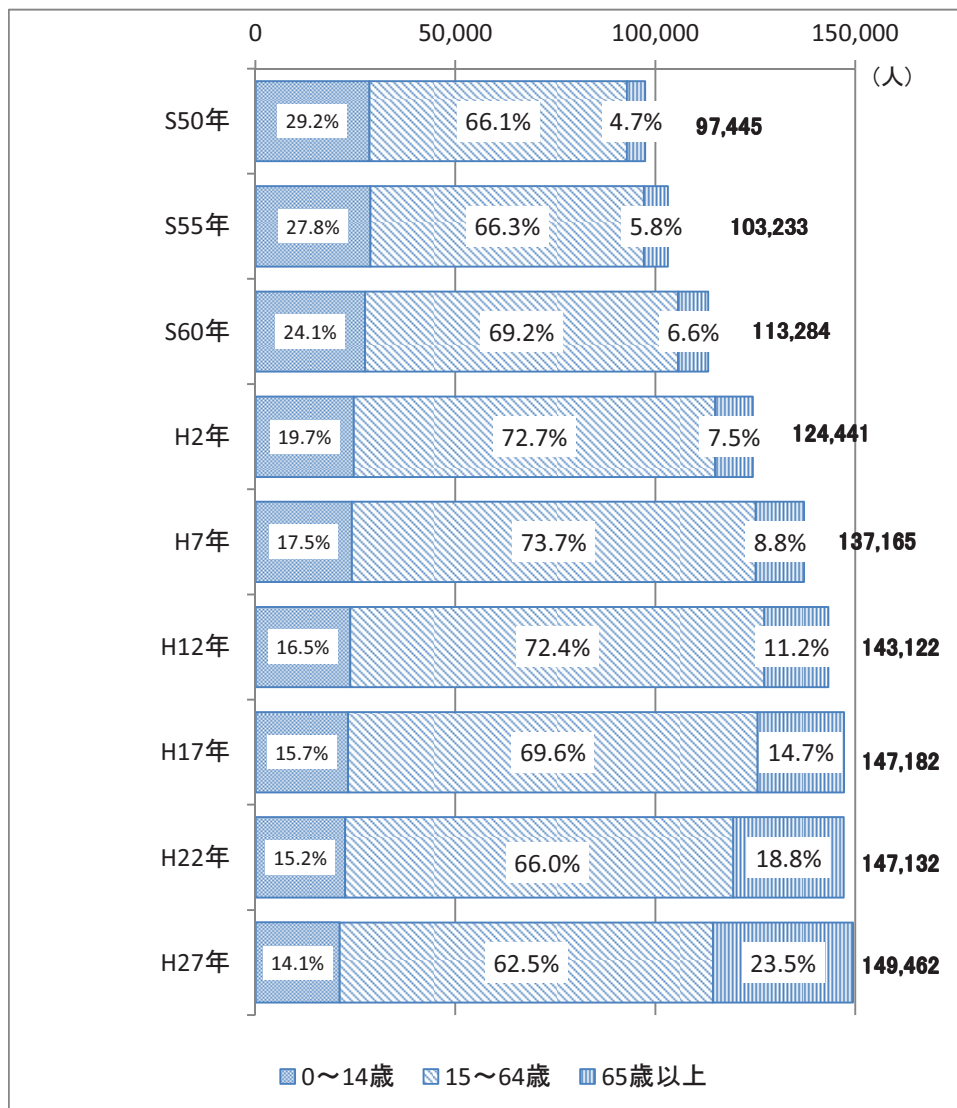
2. 小牧市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると 149,462 人となっており、昭和 50 年の 97,445 人から、40 年間で 52,017 人、約 1.5 倍に増加しています。

年齢別の構成比をみると、0～14 歳人口は低下し続けているのに対し、65 歳以上人口は増加し続け、特に団塊の世代が高齢者となった平成 27 年は高齢化率 23.5%、平成 22 年に比べて約 4.7 ポイントの増加となっています。

図表－1 年齢三区分別人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳(平成 17 年 955 人、平成 22 年 207 人)を含む。(資料) 国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

① 高齢者のいる世帯の推移

人口増加に伴い、本市の総世帯数も増加し、平成 27 年では 59,332 世帯となっています。高齢者のいる世帯の増加が大きく、特に高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の増加が大きくなっています。

図表-2 高齢者のいる世帯の推移

(単位:世帯、%)

区分	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年
総世帯	49,877	53,092	55,749	59,332
うち高齢者のいる世帯	11,214	14,659	18,322	21,671
うち高齢者単身世帯	1,392 (12.4)	2,251 (15.4)	3,124 (17.1)	4,293 (19.8)
うち高齢者夫婦世帯	3,049 (27.2)	4,553 (31.1)	6,077 (33.2)	7,487 (34.5)
うち高齢者同居世帯	6,773 (60.4)	7,855 (53.6)	9,121 (49.8)	9,891 (45.7)

(注) ()内は高齢者のいる世帯に対する構成比 (資料)国勢調査

② 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別にみると、女性が男性の約 2 倍となっています。また、年齢別にみると、75 歳未満の前期高齢者が 2,172 人、75 歳以上の後期高齢者が 2,121 人と、平成 22 年から、後期高齢者が増えており、平成 27 年では前期高齢者と後期高齢者の割合はおおむね同割合となっています。

図表-3 性別・年齢別高齢者単身世帯

(単位:人)

区分	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85 歳以上	計
H12 年	464	399	275	153	101	1,392
H17 年	700	620	486	296	149	2,251
H22 年	917	792	669	465	281	3,124
H27 年	1,106	1,066	951	665	505	4,293
内男性	537	394	269	154	120	1,474
内女性	569	672	682	511	385	2,819

(資料)国勢調査

③高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯については、年々増加し、平成 27 年では 7,143 世帯となっています。高齢者単身世帯同様、今後、さらに増加することが予想されます。

図表-4 高齢者夫婦世帯数 (単位:世帯)

区分	H12年	H17年	H22年	H27年
高齢者夫婦世帯	2,737	4,264	5,766	7,143

(資料) 国勢調査

④後期高齢者の状況

後期高齢者については、年々増加し、平成 27 年では 14,093 人となっています。今後、団塊の世代が後期高齢者になっていくため、さらに増加することが予想されます。

図表-5 後期高齢者数の推移 (単位:人)

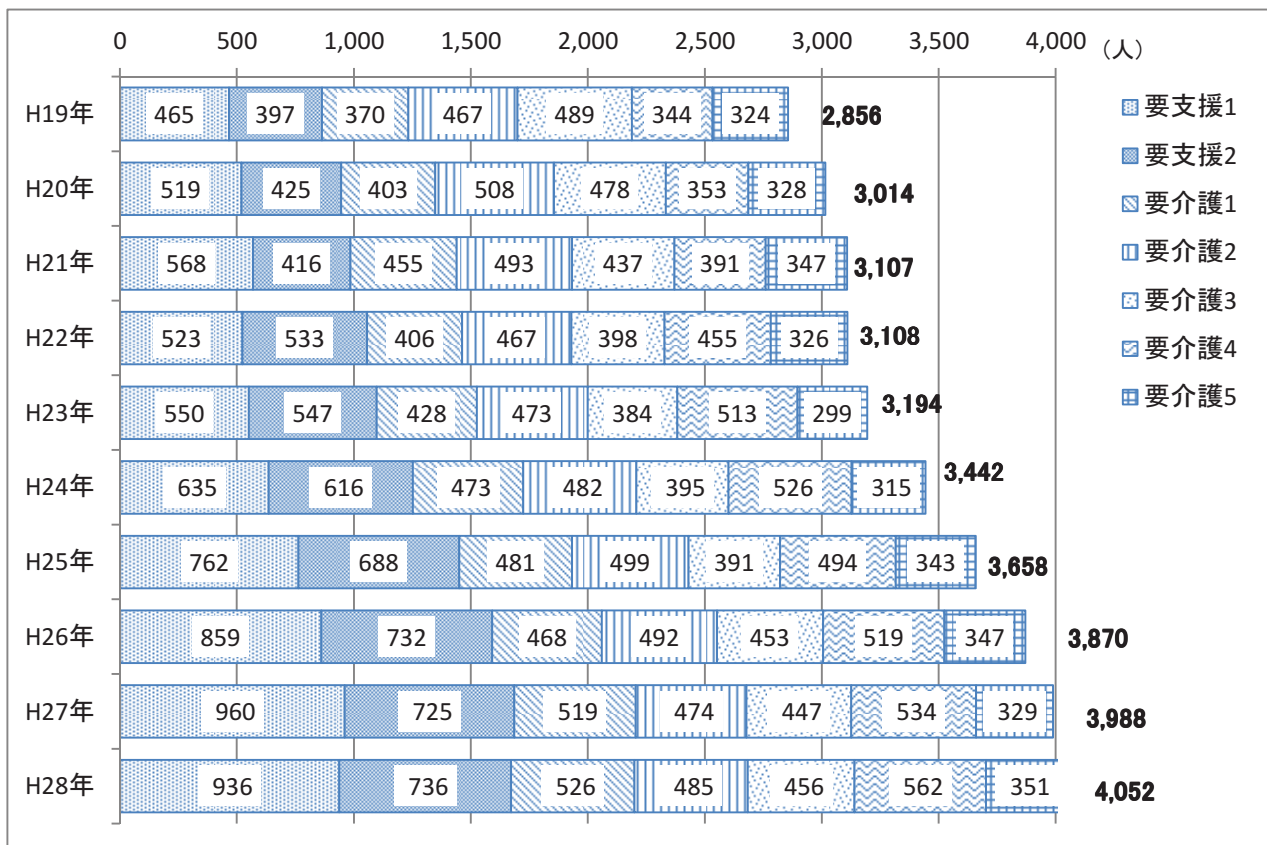
区分	H23	H24	H25	H26	H27
後期高齢者数	11,182	1,1920	12,584	13,235	14,093

(資料) 国勢調査

(3) 要介護認定者の状況

介護保険の要介護認定者は、平成 28 年 4 月現在 4,052 人となっており、平成 19 年の 2,856 人から約 1.4 倍に増加しています。

図表-6 要介護認定者の推移



(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年 10 月、H28 年のみ 4 月)

(4) 障がいのある人の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在、障害者手帳を所持している人の総数は 6,404 人となっており、うち身体障害者手帳所持者が 4,494 人、療育手帳所持者が 1,009 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 901 人となっています。

複数の障がいをお持ちの方もいるため、合計が単純に障がいのある人の数にはなりません。概ね市民の 4.2%、つまり 24 人に 1 人が何らかの障がいを有していることとなります。

図表-7 障がいのある人(障害者手帳所持者)の全体数の推移 (単位:人)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合計	総人口に占める割合
H23 年	4,297	858	602	5,757	3.8%
H24 年	4,407	903	678	5,988	3.9%
H25 年	4,565	949	750	6,264	4.1%
H26 年	4,470	988	837	6,295	4.1%
H27 年	4,494	1,009	901	6,404	4.2%

(資料)第4期小牧市障がい福祉計画(各年4月1日現在)

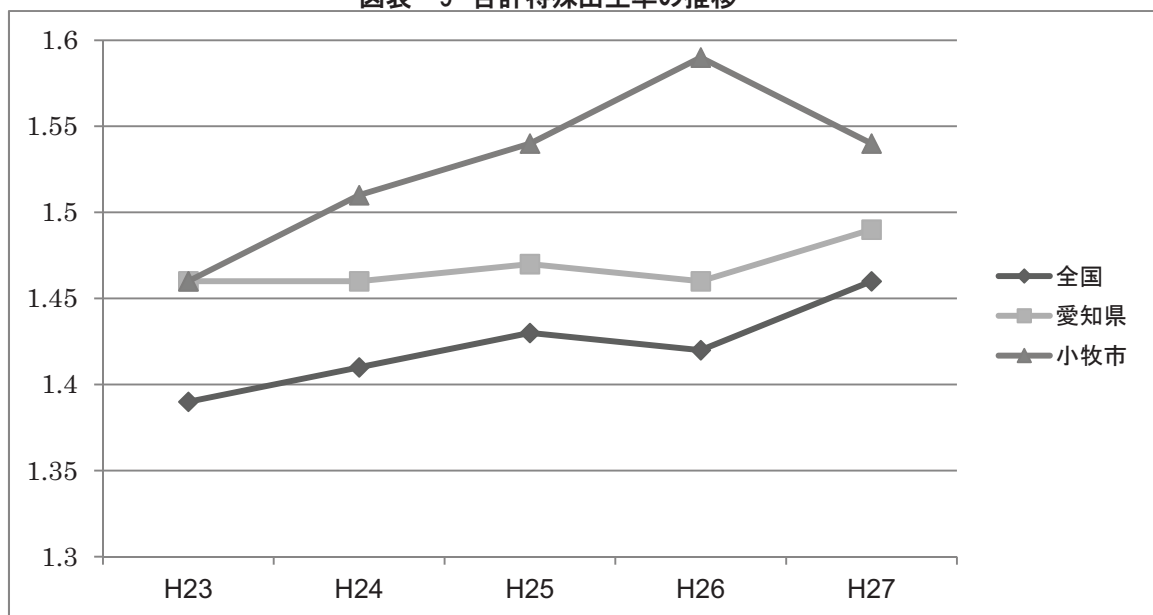
(5) 子どもの状況

昭和 49 年に合計特殊出生率が 2 を割って以来、全国的に依然として少子化傾向にあります。本市では、近年、上昇傾向にあります。以前として 2 を割っています。

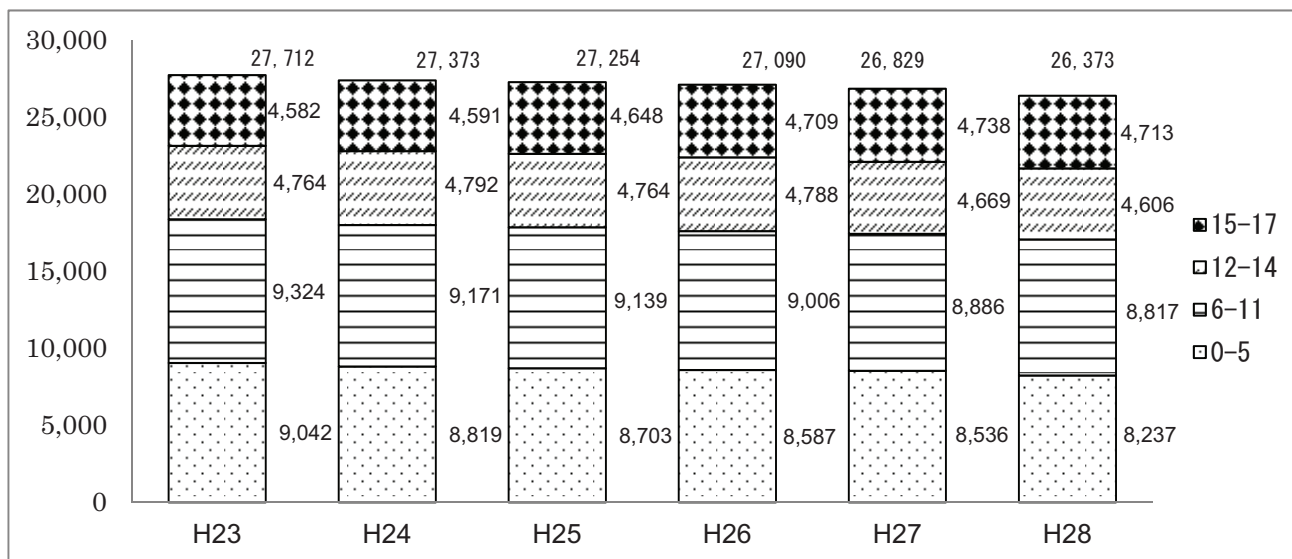
図表-8 出生数の推移 (単位:人)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
出生数	1,351	1,345	1,327	1,330	1,254

図表-9 合計特殊出生率の推移



図表-10 子どもの数の推移



(資料)小牧市(H28年10月1日現在)

(6) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯、受給者数については、平成21年度以降、リーマンショックの影響で増加しましたが、近年、やや減少傾向にあります。

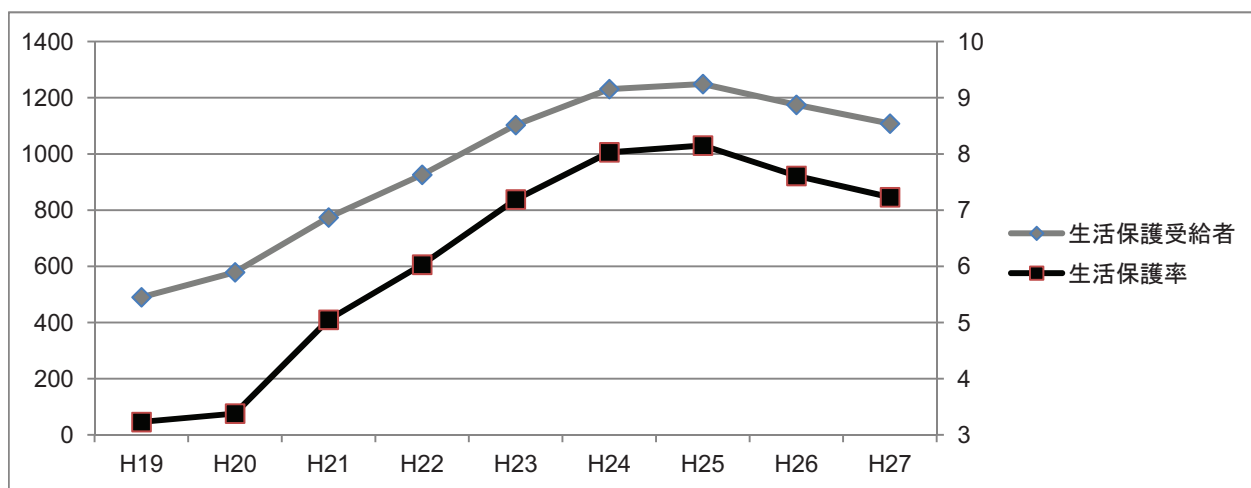
その中でも、高齢者世帯の割合が増えてきており、地域とのつながり（見守り、居場所）が必要になってきています。

図表-11 生活保護受給者数及び生活保護率の推移

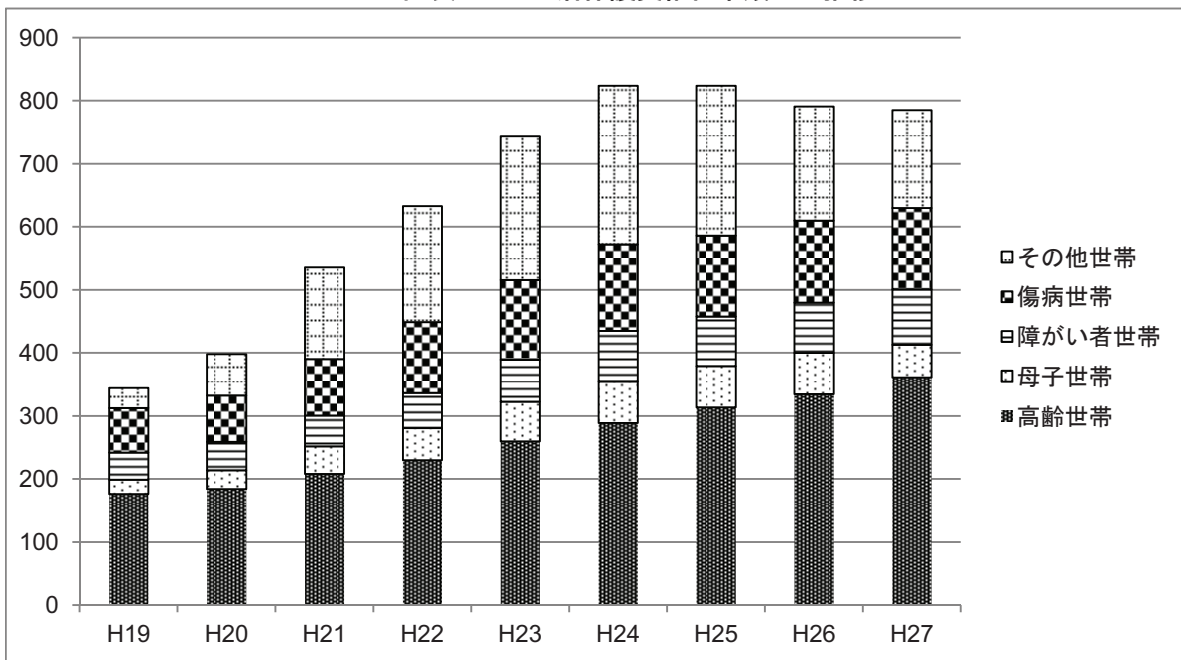
(単位:人、%)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活保護受給者	490	579	774	926	1,103	1,231	1,249	1,175	1,108
生活保護率	0.32	0.34	0.51	0.60	0.72	0.80	0.82	0.76	0.72

図表-12 生活保護受給者及び生活保護率の推移



図表-13 生活保護受給世帯類型の推移



(7) 外国人の状況

平成 28 年 7 月 1 日現在、本市で暮らしている外国人は 7,751 人となっており、総人口に占める割合は 5.0%です。国別にみると、ブラジルが 2,833 人と最も多く、外国人登録者全体の 36.6%を占めています。フィリピン、中国も 1,000 人前後と多く、東南アジア・南アジア全体で約 3,500 人となっています。

図表-14 国別外国人登録者

(単位:人)

国名	人口	国名	人口
ブラジル	2,833	韓国・朝鮮	478
フィリピン	1,121	東南アジア・南アジア	420
中国	937	アメリカ	13
ペルー	749	イギリス	1
ベトナム	543	その他	656
合計		7,751	
総人口に対する外国人の割合		5.0%	

(資料)小牧市(H28年7月1日現在)

(8) 地区別の状況

小牧市では、町村合併などの歴史的背景のもとに、小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡、北里の6地区に分けられています。この地区割は、民生委員・児童委員の協議会などの単位となっています。また、この6地区は、介護保険事業計画における「日常生活圏域」でもあることから、地域包括支援センターの圏域にもなっています。

地区別にみると、北里地区の高齢化率が26.4%と市内で最も高くなっています。将来的には、桃花台ニュータウンを含む地域である篠岡地区の高齢化率が非常に高くなることが予想されます。

図表-15 地区別人口

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
総人口(人)	24,066	21,323	20,145	33,664	34,616	19,803	153,617
高齢化率(%)	19.6	20.0	22.8	24.3	24.6	26.4	23.0
ひとり暮らし高齢者	1,033	1,068	862	1,649	1,503	979	7,094
高齢者のみ世帯	1,980	1,829	1,773	3,398	3,301	2,059	14,340
後期高齢者	2,292	1,922	1,827	3,583	3,183	2,311	15,118
要支援1・2	251	230	217	362	403	242	1,705
要介護1～5	339	298	296	536	561	351	2,401

(資料)小牧市(H28年10月1日現在)

(9) 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録状況

小牧市では、災害対策基本法に基づき、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、第三者への提供の可否について確認した結果を取りまとめた台帳を区長、民生委員・児童委員、自主防災会、消防本部、警察署、社会福祉協議会に配布しています。

一部の地域では、配布された台帳を活用し、平常時の見守りはもとより、災害時の支援のあり方、その体制について検討されています。

図表-16 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録者数

名簿登録者数	5,310
そのうち 台帳登録者数	2,395
登録率	45.1%

(注) H28年10月1日現在

(10) 地域福祉を推進する団体と活動等の状況

① 民生委員・児童委員

平成 28 年 12 月現在、195 人の民生委員・児童委員が委嘱され、さまざまな活動をしています。主な活動内容としては、支援を必要する方への相談や訪問、専門機関への連絡調整など、多岐に渡っています。

また、13 人の方が主任児童委員に指名されており、区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、児童福祉の推進のため、活動を展開しています。

活動日数については、年々、増加傾向にあり、その大半を自主活動・地域福祉活動が占めています。活動内容は、日常的な支援、在宅福祉が多く、その大半が高齢者を対象とするものになっています。

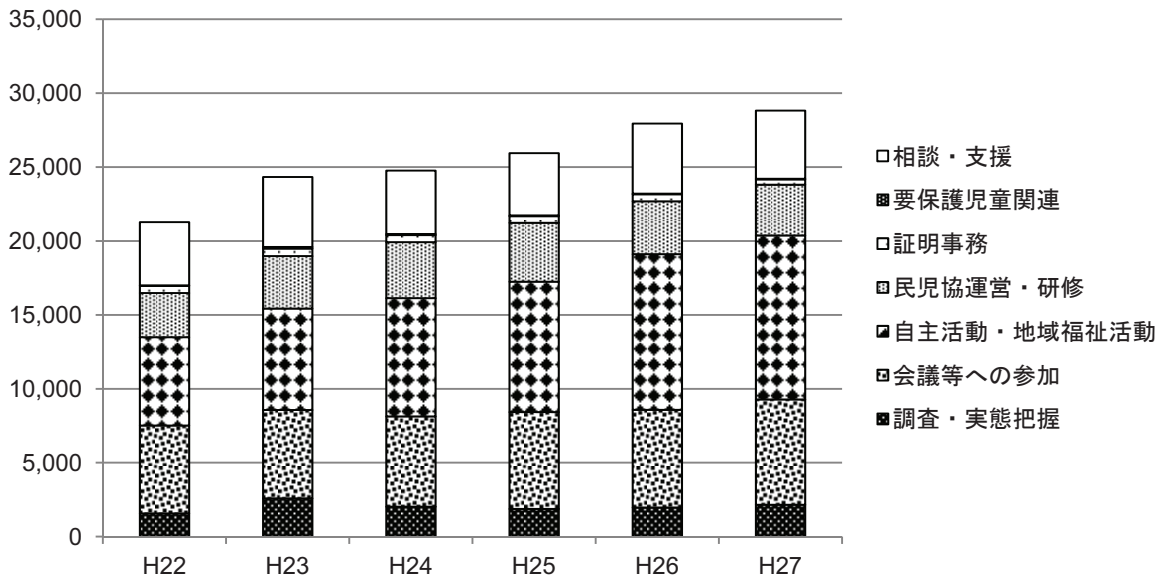
図表-17 民生委員・児童委員の数

(単位:人)

区分	南部	中部	西部	味岡	篠岡	北里	合計
民生委員・児童委員	25	29	29	43	40	29	195
内主任児童委員	2	2	2	2	3	2	13

(注) H28 年 12 月 1 日現在

図表-18 民生委員・児童委員の活動状況



②老人クラブ

平成28年4月1日現在、市内には、77 団体、5,314 名の方が区を単位に組織された老人クラブに加入している状況ですが、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表-19 老人クラブ団体数及び会員数

(単位: 団体・人)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
団体数	83	79	79	79	77	77
会員数	6,017	5,802	5,581	5,314	5,120	5,314

(注) 各年度4月1日現在

③ボランティア

平成28年3月31日現在、市内には113 団体、4,299 人(個人を含む)が社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をして活動しています。

図表-20 ボランティア登録状況

区分	団体	登録者数		
		男性	女性	計
高齢者を支える	10	40	241	281
障がい者を支える	13	66	238	304
保健・健康づくり	10	9	216	225
防犯・防災	5	134	49	183
芸能・レクリエーション	29	162	359	521
文化・教育・子ども	33	123	388	511
環境・まちづくり	13	198	717	915
個人	—	—	—	278
ジュニア奉仕団	—	—	—	1,081
計	113 団体	732	2,208	4,299

(注) 個人、ジュニア奉仕団の男女別は不明のため、男女合計と登録者数合計は不整合

④市民活動団体

平成17年4月に市民活動推進条例が施行となり、同年6月には市民活動センターを開設しました。平成28年8月現在、「市民活動団体」として121 団体が登録し、さまざまな活動が取組まれています。

⑤自治会加入率の状況

小牧市の自治会加入率については、近年、微減しているものの、依然として8割を超えている状況です。そのため、小牧市における地域活動の多くが、自治会が中心となって実施されているところがある一方で、集合住宅等において、未加入者も多く、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

図表-21 自治会加入率

(%)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
自治会加入率	83.4	83.6	83.4	82.6	82.1

⑥地域協議会

本市では、低下した地域の“絆力”を高め、区をはじめとした各種地域団体や地域住民の方々が連携・補完しあい、区より広域で地域活動を効果的・効率的に行う新しいコミュニティ組織として、小学校区単位で地域協議会の設立を目指しています。

平成28年8月現在、3つの小学校区（陶小・篠岡小・小牧原小）で設立されています。

⑦防犯パトロールの状況

安全・安心のまちづくりの推進のため、住民自らが防犯パトロール隊を結成し、地域に見守りを含めた防犯活動を実施しています。

平成28年8月現在、市内で85団体が組織されています。

⑧地域3あい事業の状況

地区の会館等を利用した世代を超えた交流活動に対して助成を行う地域3あい事業を実施しています。平成27年度は、全129区中69地区で取り組みが実施されました。

⑨ふれあい・いきいきサロンの状況

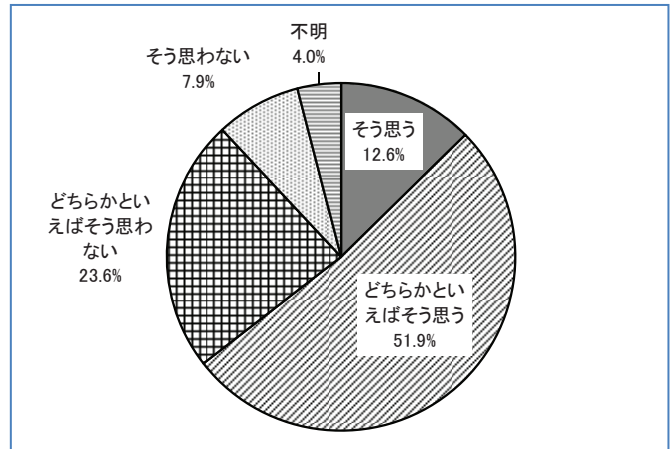
住民の生きがいづくり、閉じこもり予防及び健康維持・増進などを目的として、地区の会館等を利用した『ふれあい・いきいきサロン』活動を進めています。平成28年10月1日現在で市内48箇所において開催されています。内容としては、茶話会、会食会、レクリエーションなど地域の実情によってさまざまな活動が行われています。

また、フードバンク活動を実施するNPO法人セカンドハーベスト名古屋と連携協定を結び、サロンの飲み物、茶菓子などの食料提供を行っています。なお、平成28年4月からは、12人のボランティアの方の協力により、提供を受けた食料の仕分けを行っています。

3. 市民意識調査からみた状況

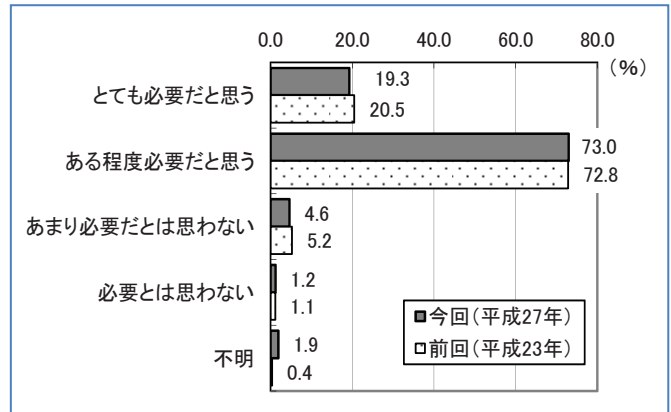
①地域福祉についての考え

3分の2の人が小牧市は、「地域活動（自治会活動や防犯活動など）やボランティア活動が活発なまち」だと思っています。



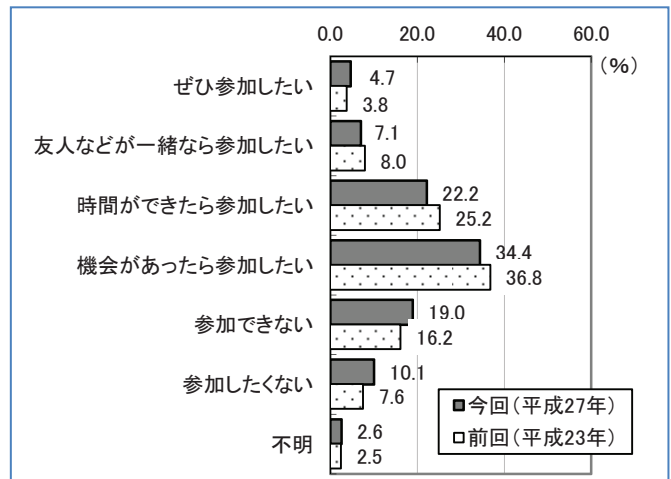
②住民同士の関わりについて

住民同士の関わりを必要だと思う人が、前回同様、大半を占めています。



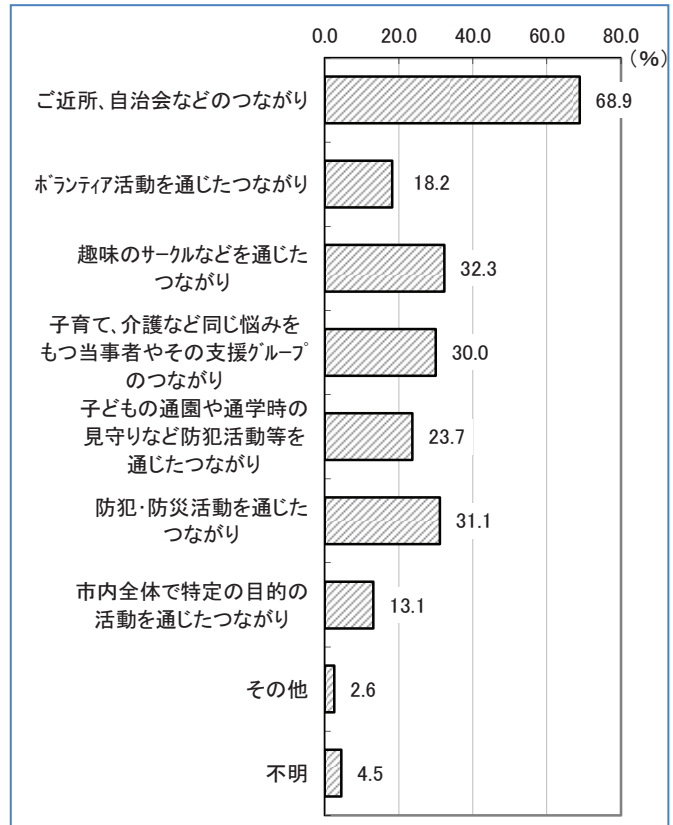
③今後のボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への参加意向は、「ぜひ参加したい」人は前回調査より微増していますが、「参加できない」「参加したくない」人が増えています。



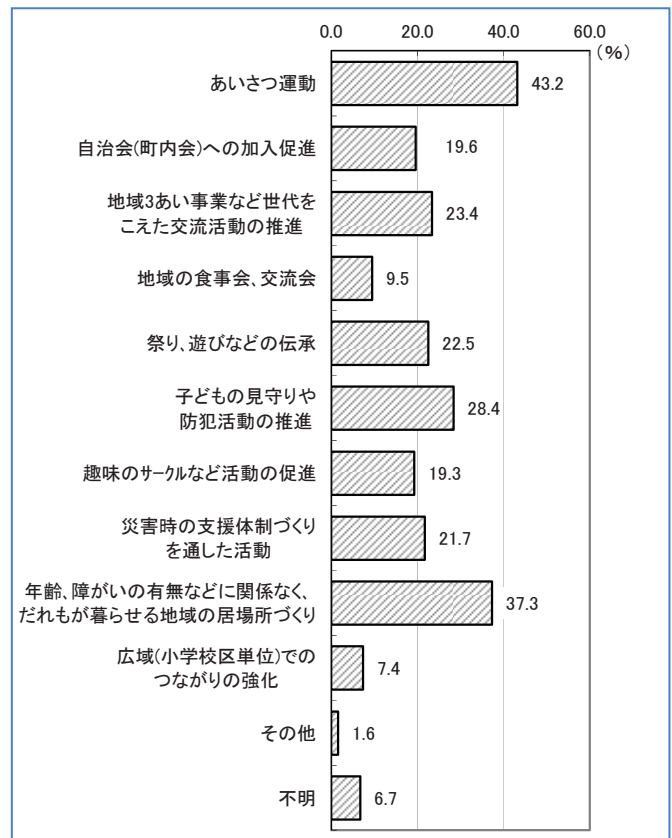
④新たな支え合いの関係を築くために
必要なつながり

新たな支え合いの関係を築くために必要なつながりとして、約69%が「ご近所、自治会などのつながり」をあげています。その他、「趣味などのサークルなどを通じたつながり」、「防犯・防災活動を通じたつながり」、「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」など、さまざまなつながりを期待する人が多くなっています。



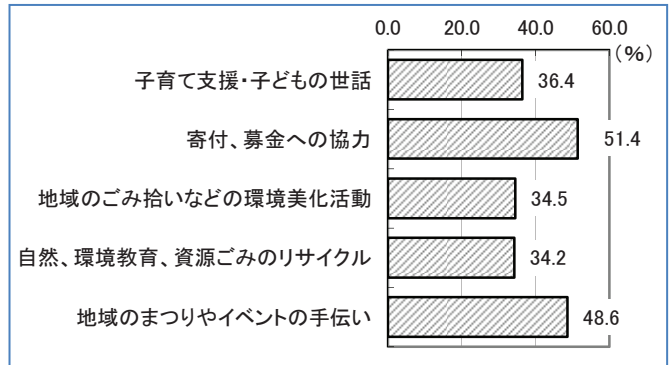
⑤新たな地域のつながりを築くために
進めるべき取り組み

新たな地域のつながりを築くために進めるべき取り組みとして、「あいさつ運動」をあげる人が最も多く、次いで「年齢、障がいの有無などに関係なく誰もが暮らせる地域の居場所づくり」、「子どもの見守りや防犯活動の推進」を上げる人が多くなっています。



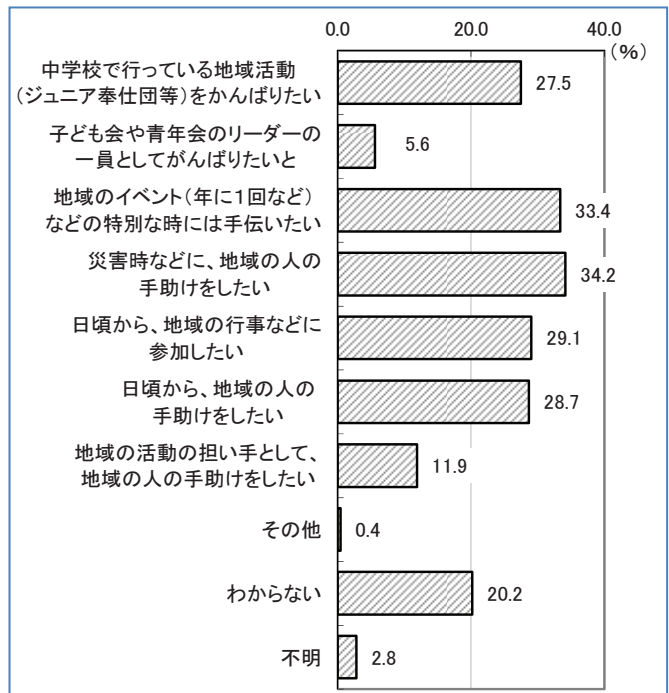
⑥中学生が地域活動でやってみたいこと

中学生が、地域活動でやってみたいこととして、半数が「寄付、募金への協力」をあげていますが、その他「地域のまつりやイベントの手伝い」「子育て支援・子どもの世話」が多くなっており、さまざまな活動に関してやってみたいとしています。



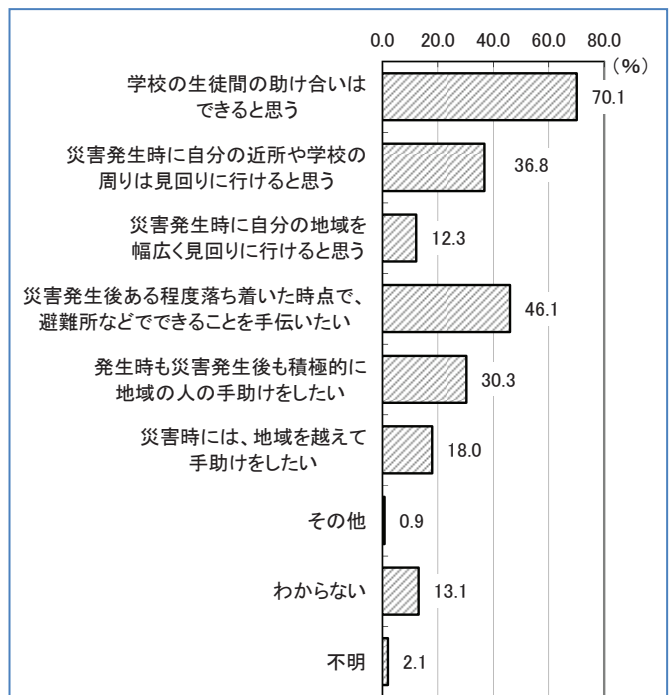
⑦中学生が日頃生活している中での、地域の一人としてのあり方

中学生が、日頃生活している中で地域の一人の在り方として、「災害時などに、地域の人の手助けをしたい」、「地域のイベントなどの特別な時には手伝いたい」、「日頃から、地域の行事などに参加したい」など、地域の活動に参加したいと考えている人が3名に1名の割合でいることがわかります。



⑧中学生が災害時に地域の一人としてできること

中学生が、災害時に地域の一人としてできることでは、大半が「学校の生徒間の助け合いはできると思う」をあげている他、「災害発生後ある程度落ち着いた時点で、避難所などでできることを手伝いたい」とする人も約46%おり、災害時に活動したいとする人が半数もいることがわかります。



4. 今後の課題

本市の現状、市民意識調査や団体ヒアリング等から出された意見などをもとに、以下の3点を今後の重点課題としてまとめました。

重点課題1 福祉の担い手づくり、啓発、意識の醸成

- 各地域において、地域におけるつながりの機会となる交流会やイベントなどが開催されていますが、住民にとっては、地域福祉活動というものに対して敷居が高いと感じたり、なじみがないといった意識の人が多くなっています。
そのため、地域福祉活動は、身近で、参加しやすいものであること、場合によっては、既に地域福祉活動に参加しているが、それが地域福祉活動だと気づいていない方への“気づき”を促すため、現在の地域の交流会やイベントなどの場において啓発していくことが重要です。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動を実施している方を対象に、分野ごと（高齢、災害・防災関連、障がい）の勉強会を実施していますが、参加者数は横ばいの状況であり、勉強会のテーマや内容を工夫する必要があります。
- 市や社会福祉協議会は、地域福祉活動の普及啓発を含め実施している出前講座などを通じて、地域福祉活動の啓発用のチラシを配布していますが、より多くの地域福祉活動の担い手を確保するため、新たな方策を検討する必要があります。
- 認知症や障がい者（児）への理解を高め、住民同士が支え合いながら生活していくためには、福祉教育の充実が必要です。
- 市内の中学生2年へのアンケート結果によると、約47%がボランティア活動への参加経験があり、また、地域の一員として何らかの役割を果たしたいと考えている生徒が多くいます。中学生も地域の一員として地域の活動に積極的に参加できるよう支援していくと共に、地域福祉活動の次の担い手として育成していく環境を整えていくことが求められています。

重点課題2 福祉活動をもとにした地域づくり

- サロン活動、見守り活動など、住民主体のさまざまな活動が行われていますが、地域においてこうした活動の認知度を上げていく必要があります。
- 地域における活動や資源をより効果的に活用していくためには、地域の活動者や団体等の横のつながりを強化する必要があり、そのためのコーディネート機能が重要になっています。
- 『ふくし座談会』を通じて、支え合いによる地域づくりの推進に向け、既存の地域福祉活動や考え方を共有し、福祉分野の活動だけでなく、防犯、防災などを含め、地域の多様な活動とのつながりを広げていくことが求められます。
- 地域福祉活動については、支援される側、支援する側といった役割を固定するのではなく、それぞれができることを補いながら、地域社会の一員として自由に参加できる仕組みづくりが重要です。
- 地域においてさまざまな活動を展開するためには、支援が必要な方の情報も必要となりますが、その情報管理、情報の出し方等に課題があることから、そのあり方について、整理が必要です。

重点課題3 住民主体のサービス等を推進する基盤づくり

- 高齢者の身近な居場所として、サロンを開設する動きが増えてきています。一方で、介護保険法の改正に伴い、住民が主体となるサービスの創出も期待されています。今後は、住民主体のサービスが継続的・安定的に提供される基盤づくりの支援が必要です。そのためには、地域で展開されるサロンの立ち上げの支援や、既存のサロンが継続していける支援が必要です。
また、地域のさまざまな人が集える場として活用されるよう、保健師やその他の専門職の派遣や活動のアドバイスなどの支援を行っていくことが重要です。
- 生活のしづらさを感じている住民が少なからずいます。その中には、行政サービスだけでは対応しきれないものもあり、地域住民で支え合える仕組みづくりが求められています。
- 避難行動要支援者台帳を、台帳の活用方法や地域の見守りネットワーク構築のためのマニュアルとあわせて地域に配布しました。避難行動要支援者への支援は、災害時にすぐに実施できるものではなく、平常時からの備えが必要であり、地域住民が主体的に行うことが期待されています。まずは、地域の状況にあわせて台帳の活用方法や支援方法等の検討を行うことが必要です。

第3部 計画の考え方

1. 基本理念

本計画は、本市において、地域と行政が協働で「小牧市にあった地域福祉モデル」の構築を目指す計画です。本計画が目指すべき姿については、第2次地域福祉計画からの理念を踏襲します。

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- この基本理念には、小牧市に住む子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを推進する思いが込められています。
- 地域には、生活や健康に不安のある人、生活がしづらいと感じている人、育児不安を抱えた子育て家庭など何らかのサービスや支援が必要な人もいますが、このような人も含め、誰もが福祉や地域の支えが必要となる可能性があり、福祉や支え合いは一部の人たちだけの問題ではなく、一部の人だけのためのものでもありません。
- 地域での支え合い・助け合いは、「支援する人」「支援される人」といった固定的な関係ではなく、誰もが地域の一員であり、支える側にも、支えられる側にもなることが考えられます。これらの意味を『あなたが主役』という言葉で表現しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、公的なサービスや支援だけでなく、地域住民同士がお互いに助け合い・支え合っていく仕組みや環境が必要であり、地域 住民、関係団体、行政などの関係者が「つながる」ことが重要となります。これらの意味を『助け合いの輪でつながるまち』という言葉で表現しています。

2. 基本目標

基本理念として定めた、『あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき』を実現するため、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

基本目標1 福祉の担い手づくり

子どもから高齢者まで、地域に暮らす、すべての人がそれぞれのできることを活かして、ともに支え合って生活していることへの理解を深めるよう働きかけていきます。

あわせて、地域で生活する人が、地域における活動に参加し、担い手として活躍できるよう、幅広い参加のきっかけづくりの提供や担い手の育成を進めます。

また、さまざまな活動者に対する普及啓発や活動者同士のつながり（ネットワーク化）を図ることにより、今までの活動の幅を広げ、より充実した活動となるよう支援します。

基本目標2 福祉活動をもとにした地域づくり

地域住民の暮らしを支えるため、区を基本とする地域福祉活動の充実化に向けて支援します。また、地域で活躍している団体等の活動情報や地域資源を洗い出し、地域住民と共有し、地域でできることを話し合う機会を設けていきます。

また、自分たちの地域のあるべき姿、目指す姿などについても話し合い、その実現に向け、地域福祉活動を通じた地域づくりを支援します。

基本目標3 住民主体のサービス等を推進する基盤（活動）づくり

地域の人々が求めるニーズが多様化している中で、公的なサービスだけではなく、地域での助け合いなど、地域に期待される役割が大きくなっていることへの理解を深めます。

特に、住み慣れた地域で誰もが住み続けられるよう、住民主体の活動の活性化を図ります。

また、これらの住民主体の活動が、安定的に継続的に持続できるよう、基盤づくりを進めます。

あなたが主役
助け合いの輪でつながるまち
こまき

基本目標1 福祉の担い手づくり

(1) 支え合いの心の醸成

(1) 福祉教育の推進
(2) 広報・啓発活動の推進

(2) 人材の育成・発掘

(1) 団塊世代などの参加の動機づけ
(2) ボランティアの育成
(3) 地域の活動を推進するリーダーの育成

基本目標2 地域づくり

(3) 自分たちの地域の再確認

(1) 地域における「ふくし座談会」の開催
(2) 地域組織への働きかけ
(3) コーディネーター機能の充実

(4) 交流活動の推進

(1) あいさつ運動・声かけの推進
(2) 地域3あい事業など世代を超えた交流活動の推進
(3) 学校等と連携した活動の展開

(5) 相談体制の充実や擁護の推進

(1) 新しい地域包括支援体制の構築
(2) 相談窓口・体制の充実
(3) 権利擁護などの周知・充実

基本目標3 基盤(活動)づくり

(6) 見守り活動の推進

(1) 高齢者や障がいのある人への見守り・支援
(2) 子育てと子育ての見守り
(3) 権利擁護などの周知・充実

(7) 住民主体の予防支援のしくみづくり

(1) 健康・生きがい活動の推進
(2) サロン活動の推進
(3) 医療や保健、福祉と介護等の連携

(8) 住民参加型サービスの育成・支援

(1) 住民参加型サービスの育成・支援

(9) 災害時要支援者支援の充実

(1) 災害時避難行動要支援者支援活動
(2) 災害救援ボランティア

重点事業 1

**福祉教育を通じた
人材育成の充実**

- ①小・中学生から高校生、大人までつながる福祉教育の充実
＜市・社協＞
- ②ボランティア勉強会の継続 ＜社協＞
- ③誰もが参加できる地域福祉活動の推進 ＜市・社協＞
- ④福祉人材の育成（福祉講座の充実）＜市・社協＞

重点事業 2

**支援を必要とする
人を支える
ネットワークの構築**

- ⑤各地域でのニーズ発掘・課題共有の場の設定 ＜市・社協＞
- ⑥地域福祉に関する適切な情報提供 ＜市・社協＞協＞

重点事業 3

**地域に根ざした
支援体制づくり**

- ⑦総合相談体制の充実 ＜市・社協＞

重点事業 4

**地域見守り
体制の充実**

居場所（集う見守り）⇒ 訪問（出向く見守り）
⇒ 生活のしづらさ支援（ちょっとしたボランティア活動）

- ⑧【集う見守り】居場所づくりによる見守り体制の充実
＜市・社協＞

- ⑨【出向く見守り】住民主体の訪問活動による見守り体制の充実

重点事業 5

**災害時の
要支援者対策**

- ⑩避難行動要支援者・支援者に対する情報伝達・活動支援
＜市・社協＞

4. 基本計画

基本目標1 福祉の担い手づくり

(1) 支え合いの心の醸成

市民意識調査・地域座談会の声

- ・市民意識調査では、中学生も、地域の一員として何かをしたいと思っていることが判明した
- ・中学生だけでなく、高校生、若者が、地域で活躍できる場・機会が少ない
- ・隣近所のつきあいが希薄化しており、自助、互助の大切さを改めて考える
- ・認知症やさまざまな障がいなどについての正しい理解と認識が必要である。正しい知識がないため、対応に困ることがある

取組と役割

(1) 福祉教育の推進

①学校等と連携した福祉教育の充実

- 小学生、中学生、高校生の各世代に対して、学校等と社会福祉協議会や社会福祉施設が連携し、交流や体験を通じて正しい知識を学ぶ機会の提供を図ることで、児童・生徒の福祉の心を育てていきます。
- 児童・生徒と、高齢者や障がい者との交流やスポーツなどを通して、お互いの理解を深める機会の充実を図ります。

取組・事業の主体 学校、社会福祉協議会、社会福祉施設

②地域における福祉の心の醸成

- 生涯学習など、さまざまな機会を通じて、認知症やさまざまな障がいについて学ぶ機会の充実を図ります。
- 地域福祉を身近なものとして感じてもらえるように、地域の行事や防災訓練などのイベントにおいて、啓発活動を推進します。
- ジュニア奉仕団の卒団生等で構成したボランティア団体「ココボラ」のように、中学校卒業後もボランティア活動が続けられる環境を整備するとともに、地域の一員として、地域のさまざまな活動やイベント等に参加できるよう働きかけを行います。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市、地域住民、学校

(2) 広報・啓発活動の推進

①講座・啓発等の拡充

- 市や社会福祉協議会が連携して、出前講座を積極的に実施し、地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めます。
- 地域で取り組まれている活動を周知するため、市や社会福祉協議会のホームページ、広報誌等により広報するとともに、区の回覧などを活用した地域の自主的な普及啓発の支援を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民

②ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの普及

- 地域住民が認知症や障がいの特性などについて正しい知識を学び理解を深めることにより、誤解や偏見をなくし、高齢者や障がいのある人など見守りや手助けが必要となる人が地域で普通に暮らせる社会をめざすノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- 地域のつながりの必要性を再認識するとともに、すべての人々が健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の一員として“包み支え合う”理念、ソーシャルインクルージョンの理念の普及を促進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会

③各種イベントの開催

- 社会福祉協議会、市民活動センター、地域のボランティア団体などと協力し、地域住民の福祉意識を高め、地域活動への参加を動機づけることなどを目的として、市社会福祉大会、福祉展、介護展、市民活動祭、「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」など、各種イベントを開催していきます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、社会福祉施設

(2) 人材の育成・発掘

市民意識調査・地域座談会の声

- ・ 具体的にどのような形で参加すればよいかわからない（参加したいが実践しづらい）
市民意識調査でも、何らかの活動に参加したいが、参加できない人が多いことが判明した
- ・ 仲間がいれば、参加しやすいが、一人では入りづらい
- ・ 参加しやすいきっかけや雰囲気づくりが必要である
- ・ 定期的にとより、単発であったり、気軽に参加できるものへの希望が多い
- ・ 活動のメンバーが高齢化・固定化している
- ・ 活動への参加意向と実際の活動に結びつけるコーディネーター役が必要である
- ・ 活動を始め、継続するためにはリーダーが必要である

取組と役割

(1) 団塊世代などの参加の動機づけ

- 退職により、「職場」という居場所を失います。退職後の居場所として、趣味・学習の場なども考えられますが、地域とのつながり、生きがいという点では、地域福祉活動・ボランティア活動は選択肢の一つになります。そのため、その活動場所や活動への参加の機会づくりを推進します。
- 「団塊の世代」は、さまざまな知識や豊富な経験がある人が多いことから、地域福祉活動の担い手として活躍してもらえるよう、定年退職前後の年齢を対象とした講座などを開催し、参加のきっかけづくりを支援します。
- 地域福祉活動は、「おもしろい」「楽しい」と感じられることが活動の動機づけや継続へとつながることから、それらの要素に配慮した参加の機会を提供していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

(2) ボランティアの育成

① 活動情報の提供体制の充実

- さまざまな地域福祉活動参加への動機づけとなるよう、社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の状況や参加機会等の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。
- 市と社会福祉協議会は、サロン活動の充実のために作成した「地域の居場所事典」や「サロン立ち上げマニュアル」のように、地域の身近な課題の解決に向けた情報誌を作成し、活動を支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市

② 地域活動への支援

- 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターは、ボランティア団体や市民活動団体（NPO 法人等）の立ち上げ、運営などについて、そのノウハウを活用して支援していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

③ 養成講座などの開催

- 市民の地域福祉活動への参加意向は高く、参加へのきっかけづくりが重要であることから、社会福祉協議会やさまざまな関係機関と協力して、さまざまな活動の担い手養成講座などを開催し、担い手の育成支援を行います。
- 専門的な知識やスキルなどが必要な場合は、社会福祉協議会と協力して、手話通訳、要約筆記、音訳などコミュニケーション支援の人材育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

(3) 地域の活動を推進するリーダーの育成

- ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、地域福祉活動の推進役となるリーダーの役割が非常に重要です。このため、社会福祉協議会と市民活動センターが協力してリーダーの育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

基本目標2 福祉活動をもとにした地域づくり

(3) 自分たちの地域の再確認

市民意識調査・地域座談会の声

- ・自分の地域で、取組まれている活動を初めて知った
- ・自分たちの地域への関心が低い人が多い
- ・地域により課題が異なることから、地域住民の関心や地域に必要な活動が異なる
- ・地域の情報を得る機会や課題などを話し合う場が少ない
- ・それぞれの地域特性に合わせ、必要だと感じる活動を具体的に話し合う場が必要である

取組と役割

(1) 地域における『ふくし座談会』の開催

- 地域住民が課題や地域に対する想いを出し合い、共有し、必要があれば、具体的な取組みにつなげていくことを目的として、『ふくし座談会』を開催していきます。
- 『ふくし座談会』の参加者が固定化しないよう、また、地域の横のつながり、ネットワーク化が図れるよう、ふくし座談会の手法を変えながら、実施します。

取組・事業の主体 住民、社会福祉協議会、市

(2) 地域組織への働きかけ

- 自分たちの住んでいる地域のニーズや課題を把握し、共有するため、活動者が集まって、意見交換を行う事が重要です。そのため、区長会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、ボランティアなどに対し、情報提供を行いながら、参加の働きかけを行います。

取組・事業の主体 住民、ボランティア団体、社会福祉協議会

(3) コーディネーター機能の充実

① 市民活動センターの機能の充実

- 市民活動センターは、市民活動の総合的な拠点として、市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、市民活動団体等の設立に関する相談などを通じて、市民活動を支援していきます。

取組・事業の主体 市民活動センター

② ネットワークづくりの推進

- 社会福祉協議会や市民活動センターは、ボランティア団体やNPO法人などが連携・協働して活動を進める場合に、それらをつなぎ、より効果的な活動の展開を支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、ボランティア団体

③ 地域支え合い推進員の適正配置

- 地域資源の発掘や地域内の活動者、地域と専門職などをつなぐ役割を果たすとともに、地域の課題解決に向けた具体的な地域福祉活動の支援を行うコーディネーターとして、地域支え合い推進員を適正に配置し、地域の活動が活性化されるよう、活動支援を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、社会福祉施設

④ 情報交換の場づくり

- ボランティア団体の多くは自主的に活動しており、情報の共有など横のつながりが十分ではありません。「受け手も担い手も地域住民」といった地域におけるボランティアの推進を図るため、身近な地域でボランティアの交流、情報交換が行える場づくりを推進していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、ボランティア団体

(4) 交流活動の推進

市民意識調査・地域座談会の声

- ・近所づきあいが希薄化し、あいさつを交わすことも減ってきた
- ・認知症や障がいについて、正しい知識を学ぶ機会が必要である
- ・日本人家庭と外国人家庭の交流が少なく、お互いが理解しづらい
- ・認知症や障がいについて、地域の人が正しい知識がないため、偏見をもったり、対応に困ることがある。また、当事者は地域の中で浮いた存在になることもある
- ・中学生のアンケートでは、中学生に地域の人があいさつを積極的にしてくれる地域ほど、地域活動等に対して、参加意向が高い

取組と役割

(1) あいさつ運動・声かけの推進

① あいさつ運動の推進

- 住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって、地域の一員としての一体感を持つようになります。また、あいさつを交わし、お互いに顔見知りになることは、犯罪の抑制にもつながります。子どもから高齢者まで、誰もが気軽にあいさつを交わせるよう、地域全体であいさつ運動を広めていきます。

取組・事業の主体 地域住民

② 地域の子どもへの声かけ・見守り

- 普段のあいさつはもちろん、通学路パトロールや交通安全指導、地域住民と学校との交流などを通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけや見守りを進めます。

取組・事業の主体 地域住民、学校、ボランティア団体

(2) 地域3あい事業など世代を超えた交流活動の推進

① 世代間交流の推進

- 地域住民と一緒に活動に関わることでつながりが生まれます。区が行うさまざまな交流事業（地域3あい事業、三世代交流事業など）の充実・推進を図ることにより、身近な地域における世代を越えた関係づくりを進めます。

これらの活動に民生委員・児童委員、ボランティアなどのさまざまな人が関わることを通じて、活動と活動、活動者同士をつなぐ支援を推進します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、市

② 伝統行事・祭りなどを通じた交流

- 子どもたちは、多くの伝統行事や祭りに参加することで、地域の歴史や文化を学ぶとともに、日ごろ接することが少ない地域の大人や異年齢の子どもと交流することができます。また、これらの行事は、転入してきた人々との交流のきっかけともなります。さらに、運営に参加したり、新しいイベントを行うことで地域の人々の新しいつながりが生まれます。このため、これらの伝統行事や祭りなどを通じた交流を推進します。

取組・事業の主体 地域住民

③ 多文化共生の推進

- 本市には多くの外国人が暮らしています。お互いに知り合うきっかけとして、地域の行事や祭りなどがあり、それらへの参加の呼びかけを行うなど、外国人が地域活動へ参加しやすい環境づくりを推進していきます。
- 企画段階から外国人と協力しながら、ともに参加できる交流活動・地域活動の場の提供に努め、相互理解を深めることで、助け合い、笑顔で暮らせる地域づくりを推進します。
- 区の祭りやイベントに、外国人の子どもが参加できる場をつくるなど、子どもの多文化共生を応援します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、市

(3) 学校等と連携した活動の展開

① 学校等との連携強化

- 学校の行事に地域住民が積極的にかかわる機会を提供するなど、地域住民と学校等をつなぐ取り組みを推進します。

取組・事業の主体 学校、地域住民、ボランティア団体

② 企業との連携強化

- 企業は地域の一員として、さまざまな社会貢献活動を行っています。企業と地域の交流活動を促進し、協働して地域福祉活動を推進します。

取組・事業の主体 企業、地域住民、社会福祉協議会、市

(5) 相談体制の充実や権利擁護の推進

市民意識調査・地域座談会の声

- ・相談窓口がいろいろあるが、どこに相談してよいかわからない
- ・困った人がいても、どこにつないでいいのかわからない
- ・市民意識調査では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの認知度が低い割合になっています

取組と役割

(1) 新しい地域包括支援体制の構築

- 主に高齢者を対象に、住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や保健、福祉、介護等の専門機関や地域が連携を図り、地域全体で、支援やサービスが提供できるよう「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」など、それぞれ取り組みを推進しています。引き続き、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら、全ての地域住民の多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向け、関係団体等と連携し、推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、事業者

(2) 相談窓口・体制の充実

① 相談窓口の充実

- 高齢者、障がいのある人、子育て等についての相談窓口は、現在、市役所のほか、地域包括支援センター、障がい者（児）相談支援事業所など対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。一方で、近年、複雑化・困難化する課題について、どこで相談してよいかわからない、まずは話を聞いてくれるところが必要といった声も聞かれます。そのため、地域の身近なサロンなどが、分野や対象を問わず、第一の相談窓口になり、必要に応じて、専門の相談機関につなぐといった仕組みが必要です。そこで、定期的に専門職がサロン等に出向く体制を整え、地域住民にとって身近な場所に気軽に相談できる窓口の充実化を図ります。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、事業者

② 相談体制の充実

- 市役所のほか、地域包括支援センター、障がい者（児）の相談支援事業所など、利用者の増加やニーズに対応できるよう、相談員の質の向上に努めるとともに、相談機関同士の連携を図ります。
- 生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、庁内関係部署及び関係機関との連携を強化するとともに、地域資源の把握・育成に努めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、事業者

(3) 権利擁護などの周知・充実

① 権利擁護の推進

- 判断能力が乏しい人の財産や金銭管理を支援するため、その家族に、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用を促します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、事業者

② 虐待防止と早期発見

- 地域において子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待を防止するとともに、その早期発見や早期解決を図るため、啓発事業や見守り活動等を推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、事業者、地域住民

基本目標3 住民主体のサービスを推進する基盤（活動）づくり

（6）見守り活動の推進

市民意識調査・地域座談会の声

- ・見守りが必要な人は地域にたくさんいると思うが、詳細な実態まで把握できていない
- ・個人情報保護のため、支援に必要な情報が得られない
- ・日常の見守りがあれば、地域で生活できる人や安心して家族が就労できる人が多くいる
- ・難しいことは出来ないが、「○○しながら見守る」などであれば出来る

取組と役割

（1）高齢者や障がいのある人への見守り・支援

① ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の推進

- 地域とのつながりを保てるよう、あいさつ運動、地域住民による声かけ、高齢者同士の交流などの取り組みを図り、孤立の防止に努めます。
- 高齢者や障がいのある人ができる限り地域で自立した暮らしができるよう、区を単位とした地域において見守り体制を整備します。また、訪問や声かけではなく、郵便や電気の点灯確認など、さまざまな人による緩やかな見守りを推進します。更に、事業者など関係団体と連携した見守り体制を強化し、重層的な見守り体制を構築します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会、市

② 認知症高齢者の見守り活動の推進

- 地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者と家族を見守るため、認知症サポーターの養成を進めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、事業者

（2）子育てと子育ての見守り

① 訪問から始まる子育て支援

- 出産した母親全員を対象として実施する保健連絡員などによる赤ちゃん訪問は、親を支え、子どもの成長を見守ることができるきっかけとなることから、引き続き推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体、学校

② 子どもの見守り活動の推進

- 登下校時の事故や犯罪を防止するため、地域のボランティアによる通学路パトロールを推進していきます。また、ボランティア登録に関わりなく、地域住民による子どもの見守り・目配りが行われるよう協力を呼びかけていきます。
- 住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを推進し、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体

(7) 住民主体の予防支援のしくみづくり

市民意識調査・地域座談会の声

- ・健康づくりや介護予防に取り組みたい
- ・健康で生きがいのある生活を送るため、予防の視点を強化する必要がある
- ・サロンなどの地域福祉活動に専門職を定期的に派遣してもらいたい
- ・気軽に参加し、実施できる介護予防の手段があると良い

取組と役割

(1) 健康・生きがい活動の推進

- 心身ともに健康に生活できるよう、日ごろから健康・生きがいを持って生活できるよう支援を行います。
- 団塊世代など元気な高齢者が急増するため、早い時期からの介護予防、健康増進の取り組みを推進していきます。特に、地域におけるスポーツ活動については、世代間の交流を進め、地域住民のつながりづくりにつなげていきます。
- 趣味の講座や学習活動など、生きがい活動を推進します。これらの活動の中で新しい地域のつながりを広めていきます。
- 「こまき健康いきいきポイント事業」やウォーキングアプリ「alko」を活用し、健康づくりへの取組みを推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、事業者

(2) サロン活動の推進

- 地域の高齢者等を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」が市内各地域で開催されています。より多くの地域で開催されるよう、立ち上げなど必要な支援を実施します。
- サロンが、高齢者だけでなく、地域のさまざまな人が集える場となるよう、専門職の派遣やフードバンク事業を活用した食料提供などをはじめ、継続的な活動支援を行います。
- NPO 法人や事業者が開設する「子ども食堂」の実態把握に努めるとともに、情報共有を図ります。
- 将来的には、地域のサロンが「地域の福祉拠点」としての機能を持った場となるよう、参加者や専門職等と必要な支援策を検討し、推進します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会、市

(3) 医療や保健、福祉と介護等の連携

- 安心して医療やサービスを受けられるよう環境整備を行うとともに、サービスの充実を図ります。
- 医療や保健、福祉と介護等の専門機関や地域が連携を図り、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような環境づくりを進めます。

取組・事業の主体	市、社会福祉協議会、事業者
----------	---------------

(8) 住民参加型サービスの育成・支援

市民意識調査・地域座談会の声

- ・ごみ出しや掃除などちょっとした手伝い程度であれば出来ると思うが、何から始めたらよいか分からない。
- ・実際にどのような部分で、手助けを必要としているのか分からない。こうした部分を含めたコーディネーターがいると良い
- ・ごみ出しや電球交換など、足が不自由になってから、苦勞が多い。
- ・公的なサービスでは、対応出来ないことが多く、住民のちょっとした手伝いがあると安心できる人は増えると思うし、私たちもやりやすい（介護専門職）
- ・自分のできる範囲で誰かの役に立ちたいと思っている人が増えている。

取組と役割

(1) 住民参加型サービスの育成・支援

- 多様化するニーズや課題に対応するため、公的なサービスだけでなく、地域住民の助け合いやNPO等が提供するインフォーマルなサービスを組み合わせる必要があるケースが増えることが予想されます。そこで、市や社会福祉協議会、市民活動センターが連携しボランティアや各種団体等に働きかけ、担い手の確保や育成に努めます。
- 近年、ボランティアやNPO法人等が主体となり、住民参加型の互助サービス等のコミュニティビジネスにより地域の課題解決を目指していく動きが全国的に見られます。本市においても、子育て中の家庭の支援などを行うファミリーサポートセンターのように、住民自らがサービス提供者となる住民参加型サービスを推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、地域住民、ボランティア団体

(9) 災害時要支援者支援の充実

市民意識調査・地域座談会の声

- ・東日本大震災、熊本地震、鳥取地震などの報道を受け、災害に対する、住民の関心は高まっているものの、準備（自助・互助・共助）が整っていない
- ・防災訓練は実施されているが、有事の際を想定できているとは思えない、実際にはどのような行動をとればよいかわからない
- ・避難行動要支援者の把握はできたが、個人では限界があり、今後どのように進めればよいかわからない。市や社会福祉協議会が具体的に個別で支援をすべきである
- ・福祉に関心の低い人でも、防災・減災に関連した災害弱者対策は必要だと感じている

取組と役割

(1) 災害時避難行動要支援者支援活動

① 災害時避難行動要支援者の把握

- 災害時に特に支援を必要とする人に対し、市が整備する災害時避難行動要支援者台帳（以下、「台帳」という）への登録の呼びかけを行います。
また、台帳については、個人情報保護の観点に留意し、本人承諾のもと、支援者同士で可能なかぎり共有し、地域において有効に活用できるよう支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

② 災害時避難行動要支援者の支援体制の構築

- 台帳をもとに、地域でどのように見守り、情報提供や安否確認、避難誘導を行うかについて、話し合う機会を設けていきます。
- 台帳の有効な活用について、自主防災組織に働きかけを行い、組織の活性化を図ります。
- 災害時に要介護者、重度障害のある人などが安心して避難所生活を送れるよう福祉避難所の確保を推進するとともに、福祉避難所生活を支援する体制づくりを、事業者やボランティア等と検討します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、事業者、社会福祉施設

③ 防災訓練等への参加の働きかけ

- 災害時避難行動要支援者を含めた多くの地域住民が防災訓練や講習会に参加できるように働きかけ、情報提供や安否確認、避難誘導、避難所運営の体制づくりを支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

(2) 災害救援ボランティア

- 災害時に、市内外から訪れた災害救援ボランティアが円滑に活動できるよう、社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を実施し、災害時に機能する体制づくりに努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、ボランティア団体、市